

**原田緑地の設置管理許可施設に関する  
基本協定書  
(案)**

**豊中市**



# 目次

<b>第1章 総則</b> .....	1
第1条 (目的) .....	1
第2条 (業務内容) .....	1
第3条 (協定期間) .....	1
第4条 (使用料) .....	1
第5条 (施設の供用開始) .....	1
第6条 (施工計画書の提出) .....	2
第7条 (業務計画書の提出) .....	2
第8条 (業務の費用負担) .....	2
第9条 (財産等) .....	2
<b>第2章 許可の取得</b> .....	3
第10条 (設置管理許可) .....	3
第11条 (占用許可) .....	3
第12条 (その他の法令に基づく許可) .....	3
<b>第3章 制限等</b> .....	4
第13条 (行為の禁止) .....	4
第14条 (私権の制限) .....	4
第15条 (一括再委託の禁止) .....	4
第16条 (地位の承継) .....	4
<b>第4章 リスク負担等</b> .....	5
第17条 (リスク負担) .....	5
第18条 (第三者に与えた損害) .....	5
第19条 (災害等による損害) .....	5
第20条 (特許権等の使用) .....	5
<b>第5章 業務報告及び業務内容の変更若しくは中止等</b> .....	5
第21条 (業務の報告) .....	5
第22条 (業務内容の変更及び中止等) .....	5
第23条 (暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等) .....	6
第24条 (設置管理事業者の遵守事項) .....	6
第25条 (管理運営の義務) .....	6
第26条 (安全対策等) .....	7

<b>第 6 章 協定の解除等</b> .....	<b>7</b>
第 27 条（本市による協定の解除） .....	7
第 28 条（設置管理事業者による協定の解除等） .....	8
<b>第 7 章 原状回復</b> .....	<b>8</b>
第 29 条（原状回復の義務） .....	8
<b>第 8 章 その他</b> .....	<b>9</b>
第 30 条（業務の調査等） .....	9
第 31 条（届出義務） .....	9
第 32 条（秘密の保持） .....	9
第 33 条（個人情報の保護） .....	9
第 34 条（管轄裁判所） .....	10
第 35 条（補則） .....	10
<b>別紙 リスク負担（案）</b> .....	<b>12</b>

豊中市（以下「本市」という。）と●●●●（以下「設置管理事業者」という。）は、原田緑地整備・管理運営業務における設置管理許可制度による公園施設（以下「設置管理許可施設」という。）の整備・管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

- 1 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び豊中市都市公園条例（昭和35年豊中市条例第8号。以下「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、本市及び原田緑地の管理運営を行う事業者（以下「指定管理者」という。）と設置管理事業者が相互に協力し、本業務を適切かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（業務内容）

- 1 設置管理事業者は、本協定、要求水準書及び設置管理事業者の提案に基づき、各関係機関等との協議及び本市との協議を経て確定する業務（整備工事、施設管理運営等）を実施するものとする。
- 2 本市は、前項の業務の実施を認める場合、設置管理事業者に対して都市公園法第5条及び条例第8条の規定に基づく許可（以下「設置管理許可」という。）を行うものとする。

### 第3条（協定期間）

- 1 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結日から設置管理許可の有効日（設置管理許可の期間は最大5年間の許可を更新することにより、最大20年まで延長可能）までとする。

### 第4条（使用料）

- 1 設置管理事業者は、条例に基づく使用料を本市に支払うものとする。
- 2 本市は、条例の改正により使用料を変更する場合、本協定の使用料を見直すことができる。
- 3 本市は、前項により本協定の使用料を見直す場合、事前に設置管理事業者に書面により通知しなければならない。

### 第5条（施設の供用開始）

- 1 設置管理許可施設の供用開始時期は、自動販売機については令和7年8月、飲食施設及びその他の施設については令和9年3月を目途とし、設置管理事業者の提案に基づき、本市と協議のうえ決定するものとする。

- 2 設置管理事業者は、やむを得ない事情により、設置管理事業者が提案した期日の変更を必要とする場合は、事前に本市の承諾を得なければならない。

#### 第6条（施工計画書の提出）

- 1 設置管理事業者は、本業務に必要な工事に着手する30日前までに、工事概要、計画工程表、現場組織表、施工体系図、施工体制台帳、安全管理、指定機材・主要機材、主要資材、品質管理計画、施工方法、仮設計画、施工管理計画、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場の就業時間、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法等を示した施工計画書を本市に提出し、本市の承認を得るものとする。

#### 第7条（業務計画書の提出）

- 1 設置管理事業者は、毎業務年度、本市が指示する期日までに、次の事項を記載した業務計画書を本市に提出し、承認を得なければならない。
  - (1) 年間管理運営計画
    - ① 運営方針
    - ② 運営形態
    - ③ 安全対策（事故、防火、防犯、防災、保険の加入等）
    - ④ 環境対策（騒音・振動対策等）
  - (2) 年間維持管理計画
    - ① 維持管理方針
    - ② 清掃等美観の保持
    - ③ 建築物、設備等保守、消防点検等
    - ④ 不法・迷惑行為、苦情要望への対応等
  - (3) 事故や災害の発生等の緊急時の体制及び対応
  - (4) 人員配置計画
  - (5) 収支計画
  - (6) その他、良好な管理運営に関すること

#### 第8条（業務の費用負担）

本業務は、設置管理事業者の自己資金による整備・管理運営とする。

#### 第9条（財産等）

設置管理事業者は、本業務に基づき設置した設置管理許可施設の所有権を保有するものとし、これにかかる一切の費用は設置管理事業者が負担する。

## 第2章 許可の取得

### 第10条（設置管理許可）

- 1 設置管理事業者は、本業務にかかる施設の整備・管理運営を開始するまでに、本市の設置管理許可を受けなければならない。
- 2 設置管理許可の期間は、最大5年間の許可を更新することにより、最大20年まで業務実施を可能とする。なお、更新手続は条例第8条及び豊中市都市公園条例施行規則（昭和35年豊中市規則第3号。以下「条例施行規則」という。）第3条の規定に従うものとする。
- 3 設置管理許可施設の整備工事及び業務終了後の解体・原状復旧に要する期間は設置管理許可の期間に含めず、占有許可で対応するものとし、その占有料については減免の対象とする。
- 4 設置管理許可施設を設置する場合の使用料の額は、自動販売機については、設置管理事業者が提案した使用料単価（1台当たり）とし、飲食施設及びその他の施設については、設置管理事業者が提案した使用料単価（1㎡当たり）に設置管理許可を受ける面積を乗じた額とする。
- 5 設置管理許可の使用料の納付時期は、初年度の使用料は設置管理許可を受けるまでに、次年度以降の使用料は当該年度分をその年度の4月末日までに、納付するものとする。

### 第11条（占有許可）

- 1 設置管理事業者は、設置管理許可を受ける区域外の敷地で、設置管理許可施設の管理運営に上下水道・電気・ガス・通信等のインフラ設備の設置が必要な場合、条例第9条に基づき、本市に占有許可を受けなければならない。また、設置管理許可施設の整備に当たり、設置許可を受ける区域外の敷地が必要な場合も、その敷地の占有許可を受けなければならない。
- 2 占有許可の期間は、条例施行規則第13条によるものとする。
- 3 占有許可の使用料は、条例別表3に規定する公園の占有料の各種別の額とする。
- 4 占有許可の使用料の納付時期は、初年度の使用料は設置管理許可施設の占有許可を受けるまでに、次年度以降の使用料は当該年度分をその年度の4月末日までに、納付するものとする。
- 5 本市は、条例の改正により占有料を変更する場合、本協定の占有料を見直すことができる。
- 6 本市は、前項により本協定の占有料を見直す場合、事前に設置管理事業者に書面により通知しなければならない。

### 第12条（その他の法令に基づく許可）

設置管理事業者は、設置管理許可及び占有許可のほか、その他の法令等に基づく手続きについても、本業務に必要な手続き及び許可を受けなければならない。なお、これにかかる一

切の費用は設置管理事業者が負うものとする。

### 第3章 制限等

#### 第13条（行為の禁止）

設置管理事業者は、協定期間中、設置管理事業者が管理運営する施設又は敷地において、次の各号の行為を行うことはできない。また、第三者に行わせることもできない。

- (1) 政治的又は宗教的な勧誘活動及び普及宣伝活動等の行為
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する行為
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販及びサービス提供等の行為
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される物販及びサービス提供等の行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者の活動とみなされる行為
- (6) 上記のほか、本市が本業務との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為

#### 第14条（私権の制限）

- 1 設置管理事業者は、設置管理事業者が管理運営する施設又は敷地を本業務の関係者以外の者に占有させてはならない。
- 2 設置管理事業者は、設置管理事業者が所有する施設について抵当権又はその他の権利を設定し、第三者に譲渡又は移転若しくは担保することはできない。

#### 第15条（一括再委託の禁止）

設置管理事業者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合には、本市の承認を受けなければならない。なお、主たる部分とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断及び概ね契約金額の2分の1以上に相当する金額を対価とする業務等をいうものとする。

#### 第16条（地位の承継）

設置管理事業者が、本業務の実施を目的としたSPC（特別目的会社）や子会社等の設立を希望する場合は、適切な業務の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、本市の承認を受けて地位の承継を行うことができる。

## 第4章 リスク負担等

### 第17条 (リスク負担)

- 1 協定期間中の本市及び設置管理事業者のリスクの負担は、本協定の別紙に示すとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については、本市と設置管理事業者の協議により決定する。
- 2 設置管理事業者は、休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、本市に対して休業補償等を請求することができない。

### 第18条 (第三者に与えた損害)

設置管理事業者は、本業務の実施に伴い、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、設置管理事業者の責任と費用負担により、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

### 第19条 (災害等による損害)

本市は、地震、火災、風水害、その他本市の責めに帰さない事由によって設置管理事業者が被った損害については、賠償する責を負わない。

### 第20条 (特許権等の使用)

設置管理事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 第5章 業務報告及び業務内容の変更若しくは中止等

### 第21条 (業務の報告)

設置管理事業者は、業務年度ごとに第7条の業務計画書の実施状況等を記載した業務報告書を作成し、次年度の5月末日までに本市に提出しなければならない。

### 第22条 (業務内容の変更及び中止等)

- 1 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、第7条の業務計画書の内容又は施設の仕様を変更する必要がある場合は、設置管理事業者は事前に本市に書面を提出し、本市の承諾を得なければならない。
- 2 本市は、設置管理事業者が、本協定、設置管理許可等の条件又はその他関係法令等に違反するなど、業務内容の変更等が必要と認める場合、本業務の内容の変更又は業務の一部若しくは全部の中止等を指示することができる。

#### 第 23 条 （暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等）

- 1 設置管理事業者は、本業務の実施に当たり、暴力団の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定するもの。以下、「暴力団員」という。）又は暴力団密接関係者から妨害若しくは不当要求を受けた場合、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- 2 設置管理事業者は、本業務の下請け又は受託を受けた者（以下、「下請負人等」という。）が、暴力団員若しくは暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに本市に報告するとともに、下請負人等に対して、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 設置管理事業者は、前二項の規定により報告を受けた本市の調査及び警察の捜査に協力しなければならない。

#### 第 24 条 （設置管理事業者の遵守事項）

- 1 設置管理事業者は、協定期間中、業務計画書に基づき設置管理許可施設を良好に管理運営しなければならない。
- 2 設置管理事業者は、設置管理許可に付された条件を遵守しなければならない。
- 3 設置管理事業者は、本協定、要求水準書及び設置管理許可に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸又はその権利を担保に供することはできない。
- 4 設置管理事業者は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、速やかに本市に書面を提出し、承諾を得なければならない。
- 5 設置管理事業者は、本市から提供を受けて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その他関係者に対しても同様の義務を遵守させなければならない。
- 6 設置管理事業者及び設置管理事業者の業務が起因して、本市の所有する施設等を汚損又は破損した場合、設置管理事業者はその責任と費用負担により、清掃又は修繕等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 設置管理事業者は、関係法令等の規定を遵守しなければならない。

#### 第 25 条 （管理運営の義務）

- 1 設置管理事業者は、原田緑地の美観維持について協力するものとする。
- 2 設置管理事業者は、設置管理事業者が管理運営する施設又は敷地の清掃、維持管理、修繕、法定点検を行うものとする。
- 3 本業務にかかる周辺住民への対応は、必要に応じて本市と協議し、設置管理事業者が主体となって行うものとする。
- 4 設置管理事業者は、設置管理事業者が管理運営する施設又は敷地において、原田緑地の利用者が安全かつ快適に利用できるよう十分に配慮するものとする。
- 5 設置管理事業者は、原田緑地で開催される各種イベント等について、本業務に支障のな

い範囲で可能な限り本市及び指定管理者に協力するものとする。

#### 第 26 条 (安全対策等)

- 1 設置管理事業者は、原田緑地におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、本市及び指定管理者と協力してその対応に当たるものとする。
- 2 本業務の実施中に事故等が発生した場合、設置管理事業者は、当該事故等発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故等拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を本市に報告し、本市の指示に従うものとする。
- 3 本市は、事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、設置管理事業者に対して、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

### 第 6 章 協定の解除等

#### 第 27 条 (本市による協定の解除)

- 1 本市は、都市公園法第 27 条の規定による許可の取消しのほか、設置管理許可等を取り消した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。
  - (1) 設置管理事業者が、本協定、設置管理許可等の条件又はその他関係法令等に違反する行為に抵触した場合
  - (2) 設置管理事業者が、本業務の目的から逸脱し、本市からの警告等が発せられても業務改善を行わない場合
  - (3) 設置管理事業者が行う本業務が、業務計画書と著しく相違し、本業務の継続が困難と判断される場合
  - (4) 設置管理事業者が、銀行取引停止処分を受けた場合又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てをした場合
  - (5) 設置管理事業者が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (6) 設置管理事業者が、監督官庁により営業取消し若しくは停止等の処分を受けた場合又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
  - (7) 設置管理事業者が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合
  - (8) 原田緑地整備・管理運営事業基本協定又は原田緑地設計・建設工事請負契約が締結されなかったことなどにより、原田緑地が完成しなかった場合
  - (9) 原田緑地整備・管理運営事業基本協定又は原田緑地設計・建設工事請負契約が、本協定の有効期間中に解除された場合
- 2 前項の協定の解除を行う場合、取消しの原因が本市の帰責事由によるものにあつては、本市は設置管理事業者に 6 か月前までにその旨を通知するものとし、既に納付している

使用料は、許可の変更又は許可を取り消した月割りの金額（許可を取り消した月を除き、残り月数から納付済みの使用料を月割にした金額）を還付するものとする。また、取消しの原因が設置管理事業者の帰責事由によるものにあつては、前項の規定により直ちに本協定を解除し、既に納付している使用料は、還付しない。

#### 第 28 条 （設置管理事業者による協定の解除等）

- 1 設置管理事業者は、本業務の継続が困難と判断した場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、本市に対して書面により解除の申請を行ったうえで、本市と設置管理事業者で協議のうえ、本協定を解除することができる。
- 2 設置管理事業者は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めるとはできない。
- 3 天災地変等の不可抗力により、設置管理事業者が管理運営する施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するために過分の費用を要するなど、本協定の履行が不可能となった場合、設置管理事業者は本市と協議し、協定を解除することができる。
- 4 設置管理事業者は、前項の規定により本協定を解除した場合、本市と設置管理事業者が合意のもと、既に納付している使用料は、許可を取り消した月割りの金額（許可を取り消した月を除き、残り月数から納付済みの使用料を月割にした金額）を還付するものとする。

## 第 7 章 原状回復

#### 第 29 条 （原状回復の義務）

- 1 設置管理事業者は、業務期間終了後（設置管理許可等の取消し、設置管理許可を受けた者が更新しない場合又は業務を途中で中止する場合を含む）、6 か月以内の本市が指定する期日までに、設置管理事業者の責任及び費用負担により、設置管理許可施設を撤去し、原状回復を行わなければならない。
- 2 設置管理事業者は、前項の原状回復が完了した場合、速やかに本市に報告しなければならない。
- 3 本市は、前項による報告を受けた場合、速やかに完了の検査を実施するものとする。
- 4 完了検査の結果、原状回復が不十分であった場合、本市は設置管理事業者に対して追加の工事等を求めることができる。
- 5 本市が次期業務者を選定し、次期業務者が設置管理事業者の有する権利の譲渡を受け、本市がそのことに同意した場合は、設置管理事業者は当該同意内容に従うものとする。
- 6 整備工事中の本協定の解除、業務中止等に関する業務用地の原状回復の取扱いについては、別途協議により決定するものとする。

## 第8章 その他

### 第30条（業務の調査等）

本業務の状況について本市が調査を実施するときは、設置管理事業者はこれに協力するものとし、本市は、設置管理事業者が認めた本業務にかかるデータについて、必要に応じて公表するものとする。

### 第31条（届出義務）

設置管理事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに書面により本市に届出なければならない。

- (1) 設置管理事業者の本社所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (2) 設置管理事業者が、銀行取引停止処分又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受けた場合又はこれらの申立てをした場合
- (3) 設置管理事業者が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 設置管理事業者が、本業務の実施に当たり、第三者との間で紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (5) 設置管理事業者が、本業務の実施に当たり、地震、火災、風水害、その他の事由により、損害を被った場合
- (6) 設置管理事業者の設置及び管理する施設が、本業務の実施に当たり、第三者からの危害等により滅失又は毀損した場合
- (7) 業務区域の全部又は一部が第三者に占拠された場合

### 第32条（秘密の保持）

設置管理事業者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、本業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は設置管理許可施設の管理目的以外の目的に使用してはならない。本協定が効力を失った後においても同様とする。

### 第33条（個人情報の保護）

- 1 設置管理事業者は、本業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法律及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号。）の規定を遵守しなければならない。
- 2 設置管理事業者は、個人情報ファイル（設置管理事業者が本業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報を含む情報であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを

いう。)を設置しようとするときは、あらかじめ本市に届け出て、その承認を受けなければならない。

#### 第34条（管轄裁判所）

本協定から生ずる一切の法律上の争訟については、本市の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

#### 第35条（補則）

- 1 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、本市と設置管理事業者は、誠意をもって協議するものとする。
- 2 本市と設置管理事業者が協議のうえ、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、本市及び設置管理事業者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

本市

所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号

名称 豊中市

代表者 豊中市長 長内 繁樹

設置管理事業者

所在地 ○○

名称 ○○

代表者 ○○（職）○○（氏名）

別紙

リスク負担（案）

『○』主分担

	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
共通	書類不備	1	本市が作成したもの	○	
		2	設置管理事業者が作成したもの		○
	応募費用	3	応募に伴い発生する費用に関するもの		○
	資金調達	4	必要な資金の確保に関するもの		○
	基本協定未締結・遅延	5	設置管理事業者と基本協定が結べない又は協定締結手続きに時間を要するもの	※1	
	法令変更	6	法制度の新設・変更に関するもの		○
	税制変更	7	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの		○
	許認可遅延	8	本市が実施すべき許認可に関するもの	○	
		9	設置管理事業者が実施すべき許認可に関するもの		○
	損害賠償	10	設置管理事業者が実施する業務に関するもの		○
	環境保全	11	設置管理事業者の帰責事由による騒音、振動及び汚染等の発生によるもの		○
		12	上記以外の環境問題の発生等によるもの	○	
	不可抗力	13	地震、火災、風水害、盗難、地中障害物、その他本市の責めに帰さない事由による設置管理事業者の被害に関するもの		○ ※2
	賃金・金利・物価水準の変動	14	工事を含む収支計画に影響を与える賃金・金利・物価水準の変動に関するもの		○
	業務の中止等	15	本市の帰責事由によるもの	○	
		16	設置管理事業者の帰責事由によるもの		○
	債務不履行	17	本市の債務不履行によるもの	○	
		18	設置管理事業者の債務不履行によるもの		○
設計	設計変更	19	本市が指示した設計変更によるもの	○	
		20	上記以外の設計変更によるもの		○
	設計の不備	21	設計の不備による工事内容や工期等の不具合に関するもの		○
	測量・調査	22	本市が実施した測量及び調査等の不備によるもの	○	
		23	設置管理事業者が実施した測量及び調査等の不備によるもの		○
	設計の遅延	24	本市の帰責事由によるもの	○	
		25	設置管理事業者の帰責事由によるもの		○

	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
建設	工事遅延・未完工	26	本市の指示又は帰責事由により、工事開始時期が遅延する又は完工しない若しくは供用開始しないことによるもの	○	
		27	設置管理事業者の帰責事由により、工事開始時期が遅延する又は完工しない若しくは供用開始しないことによるもの		○
	工事費の増大	28	本市の指示又は帰責事由によるもの	○	
		29	設置管理事業者の帰責事由によるもの		○
	性能	30	設置管理事業者の施工不良によるもの		○
	施設・設備等の損傷	31	施工管理の不備等により、工事材料、建設機械器具、既存施設、引渡し前の工事目的物等について損害を生じさせたもの		○
	工事監理の不備	32	工事監理の不備による工事内容や工期等の不具合に関するもの		○
運営・維持管理	需要変動	33	競合施設の増加、事業者の需要見込みの誤り、その他運営不振等によるもの		○
	施設・設備等の損傷	34	事故・火災等による施設の損傷や劣化等に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによるもの		○
		35	第三者からの危害等による施設の損傷によるもの		○
	施設・管理運営上の瑕疵による損害賠償	36	設置管理事業者が設置した施設の瑕疵又は管理運営上の瑕疵によるもの		○
		37	上記以外の事由（不可抗力を除く）によるもの	○	
	利用者対応	38	設置管理許可施設に関する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処に関するもの		○
	本協定の解除	39	設置管理事業者の帰責事由による本協定の解除に伴う施設の原状回復に関するもの		○
情報管理	40	業務上知り得た情報に対する守秘義務、個人情報の保護に関するもの		○	
事業期間終了	原状回復	41	設置管理許可施設の原状回復に関するもの		○

※1 本協定の締結までに要する費用は、本市及び設置管理事業者が各々負担するものとする。

※2 原田緑地の施設等が復旧困難な被害を受けた場合、本市は設置管理事業者に対して本業務の一部又は全部の停止を命じることがある。また、原田緑地は本市の指定緊急避難場所（災害が発生した場合等にその危険から逃れるための避難場所）となることを想定しているため、災害発生時には、災害対応のため、業務の一部又は全部の停止を命じることがある。上記による業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、設置管理事業者は本市に補償を請求することはできない。

【その他注意事項】

天災等により原田緑地が使用できなくなった場合は、使用料の一部については、還付の対象となる

ことがある。本市の原田緑地の管理運営業務（定期的な点検等）に伴い、設置管理事業者の事業に休業等が発生した場合、いかなる理由があっても、設置管理事業者は本市に補償を請求することはできない。